

予定給食数の変更について

詳細は給食施設における栄養管理の手引きをご確認ください

1日の予定給食数及び各食の予定給食数の変更に伴い、
施設の区分（下記表参照）が変わるとき変更届の提出が必要

表1

区分	予定給食数		施設種別
	1回あたり	1日あたり	
区分1-1	300食以上	750食以上	病院 介護老人保健施設 介護医療院
区分1-2	100~299食	250食~749食	
区分1-3	20~99食	50~249食	

表2

区分	予定給食数		施設種別
	1回あたり	1日あたり	
区分2-1	500食以上	1500食以上	学校 老人福祉施設 社会福祉施設 児童福祉施設 事業所 寄宿舍 矯正施設 自衛隊 一般給食センター その他
区分2-2	300~499食	750~1499食	
区分2-3	100~299食	250~749食	
区分2-4	20~99食	50~249食	

変更届が必要

① 1ヶ月あたりの平均提供食数が表1、表2の届出食数に係る区分の範囲をおおむね
半年間超えている

※各区分内での変更の場合は、届出は不要

② 半年間にわたって届出食数に係る区分の範囲を超えている

例) 予定食数が1回あたり75食(区分1-3もしくは2-4)であったが、過去半年間の1ヶ月あたりの平均提供食数が1回あたり120食(区分1-2もしくは2-3)となった場合、変更届が必要